

令和5年1月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(レ)第41号 贈与契約金請求控訴事件

(原審・仙台簡易裁判所 令和3年(少コ)第91号)

口頭弁論終結日 令和4年10月17日

5 判 決

仙台市 [Redacted]

控 訴 人

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

仙台市 [Redacted]

10 被 控 訴 人

[Redacted]

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要(注記がない限り原審の略称に従う。)

20 1 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、贈与契約に基づき、残金32万5000円及び支払期限の翌日である平成24年1月1日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全て認容したところ、これを不服とする控訴人が控訴した。

25 2 前提事実

原判決の「事実及び理由」「第2 事案の概要」の1(1頁25行目から

2頁9行目まで) のとおりであるから、これを引用する。

3 争点 (相殺合意の存否) に関する当事者の主張

(控訴人の主張)

(1) 控訴人は、平成15年1月8日、被控訴人が依頼した破産手続の申立代理人弁護士 (以下「破産手続申立代理人弁護士」という。) に対し、被控訴人のために弁護士費用19万9500円及び債権者に対する弁済に充てる金員として10万0500円を支払った。また、控訴人は、同年4月13日、被控訴人に対し、弁護士費用として2万5000円を交付した。

(2) 控訴人は、平成23年12月頃、被控訴人との間で、本件贈与契約の贈与金残金から上記立替金等の支出額合計32万5000円を差し引く旨の合意 (以下「本件相殺合意」という。) をした。

(被控訴人の主張)

いずれも否認する。被控訴人が破産手続をとる際に要した弁護士費用はいずれも母が支払ったものであり、贈与である。

第3 当裁判所の判断

1 本件贈与契約の贈与金残金が32万5000円であることには争いがないところ、控訴人は、控訴人が被控訴人の破産手続の弁護士費用等として被控訴人のために合計32万5000円を支出し、控訴人と被控訴人との間で、贈与金から上記支出額を差し引く旨の本件相殺合意をした旨主張する。

(1) そこで検討すると、控訴人が、平成15年1月8日、破産手続申立代理人弁護士に対し、被控訴人のために19万9500円を支払ったことが認められ (甲3の3)、この限度で立替金が存在することを認めることができる。

もっとも、控訴人の主張するその余の合計12万5500円については、被控訴人が平成16年3月31日から平成17年9月16日にかけて破産手続申立代理人弁護士に分割払いにより破産申立ての手数料合計11万5500円を支払ったことが認められるところ (甲10の1ないし10)、被控訴

人による弁護士費用の支払時期と控訴人が被控訴人に対して2万5000円を交付したとする時期が整合しないし、控訴人が被控訴人のために債権者のための弁済資金10万0500円を立替払いしたことを認めるに足りる証拠も見当たらない。なお、控訴人が提出する手書きの記載のある控訴人名義の口座通帳（乙2）は、手書きの記載をした時期も不明であり、上記判断を左右するには足りない。

(2) 本件相殺合意の成立を示す客観的証拠は存在しないところ、控訴人は、本件贈与契約を締結した際にも、その後の6回にわたる支払の際にも、被控訴人に対し、立替金を控除するなどの話をしていないこと（弁論の全趣旨）、被控訴人が、本件贈与契約の最終弁済期から程なく、代理人弁護士に委任して、平成24年6月5日付けで本件贈与契約の贈与金残金32万5000円の支払を求める通知（甲2）をしていることに照らし、被控訴人が本件相殺合意に係る承諾の意思表示をしたとは認め難い。

(3) 以上によれば、本件相殺合意の成立を認めることはできない。

2 よって、被控訴人は、控訴人に対し、本件贈与契約に基づき32万5000円及び支払期限の翌日である平成24年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるから、これを認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官

高橋 彩 

裁判官

細川八重 

5

裁判官

渡邊聖人 

これは正本である。

令和5年1月16日

仙台地方裁判所第3民事部

裁判所書記官

星 孝 仁

